

## 広報「わかざくら」印刷業務一般競争入札実施要項

広報「わかざくら」印刷業務一般競争入札については、桜井市契約規則（昭和44年3月20日桜井市規則第3号）及び関係法令に定めるもののほか、この入札実施要項（以下「実施要項」という。）及び広報「わかざくら」印刷業務仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとします。

### 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	広報「わかざくら」印刷業務
業務内容	・ 広報「わかざくら」の印刷および製本 ・ 広報「わかざくら」へのチラシ折込
契約期間	令和8年6月1日から令和11年5月31日まで
業者選定方法	一般競争入札

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件のいずれにも該当しない事業者であること。

- (1) 市税（桜井市外の事業者にあつては国税）を滞納している者
- (2) 桜井市の入札参加停止期間中である者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (5) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
  - ア 桜井市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 桜井市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が桜井市と契約を締結すること又は桜井市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、桜井市が実施する監督又は検査に当たり職員職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて桜井市との契約を履行しなかった者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員

### 3 申請書配布期間及び場所

#### (1) 配布期間

令和8年4月10日（金）から4月28日（火）まで

#### (2) 配布場所

桜井市ホームページからダウンロード

(<https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/koushitsu/gyouseikeieika/news/6360.html>)

### 4 入札参加申請に関する事項

#### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者でない者にあつては、次の書類

① 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

② 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

③ 次の納税証明書

a. 桜井市内の事業者[桜井市税務課収納管理係で証明]

(桜井市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む)

・直近2か年度の法人市民税の納税証明書

b. 桜井市外の事業者[税務署で証明]

・最新の納税証明書（その3の3）

#### (2) 提出期間

令和8年4月28日（火）必着

#### (3) 提出方法

持参もしくは簡易書留郵便（いずれの場合も提出期限必着のこと。）

持参の場合、平日午前9時から午後5時まで受付

#### (4) 提出場所

〒633 - 8585

桜井市大字栗殿432番地の1 桜井市役所3階市長公室行政経営課

(5) 提出部数

各1部

※提出書類は返却しません。

※桜井市物品購入・業務委託等入札参加審査申請要領による申請に基づく資格者は、本入札に係る書類の印鑑に、使用印鑑届の届け出印を使用し、資格者でないものは、印鑑登録証明書に登録している印鑑を使用してください。

(6) 入札参加者の決定通知

令和8年5月7日（木）までに入札参加資格適合者にメールで通知します。入札参加決定通知後に入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

※入札参加決定後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第3号）を入札参加者の決定通知メールに返信する形で送付してください。

5 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、桜井市ホームページ当該入札情報ページ下部お問い合わせフォームに内容を記入し、送信してください。

(1) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時

(2) 質疑に対する回答

令和8年4月23日（木）午後5時までにホームページで公表します。

※質疑した参加者名は回答に記載しません。

※他の入札参加者に関する情報その他業務実施に関係がないと判断される質問は受け付けません。また、回答に対する質問も受け付けません。

6 入開札に関する事項

(1) 入開札の日時

令和8年5月15日（金）午後3時 ※入札締切り後、直ちに開札。

(2) 入札及び開札の場所

桜井市役所4階理事者控室

(3) 入札方法

持参による入札とします。入札書（様式第4号）は封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、入札件名、封筒裏面に業者名等を記入してください。（【別紙】参考）

入札金額は、広報「わかざくら」印刷業務1頁あたりの単価（1頁あたりの金額には、カラー頁分の費用を含めること。）及び推定合計金額とします。なお、上記の金額が同一の場合はいくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はいくじ引きを辞退する事はできません。また、入札で予定価格以下の落札者がいない場合は、

3回まで入札を行うものとします。

(4) 落札者の決定方法等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし  
ます。なお、最低制限入札価格は設定しませんが、落札者となるべき者が、他の入札書  
に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の  
条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、  
当該落札者の決定を保留する場合があります。また、落札者が落札後に契約を締結し  
ない場合は、桜井市契約規則第 17 条第 2 項に基づき損害賠償金を請求する場合が  
あります。

7 入札保証金に関する事項

桜井市契約規則第6条第2号に該当する場合は、免除します。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファックス等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状（様式第5号）の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、業務件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 1回の入札について入札者又はその代理人が2札以上の入札をした場合におけるその  
全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書の日付が入札日でない入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、実施要項・仕様書並びに入札者心得を熟読のうえ入札してください。
- (2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できません。
- (3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。
- (4) 代理人が入札する場合、必ず入札前に委任状（様式第5号）を提出し、入札用封筒は  
必ず代理人の印鑑で封印してください。
- (5) 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由  
によりこの入札を執行することが不適當であると認めるときは、執行を取り止めます。  
また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決  
定を取り消す場合があります。

- (6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
- (8) 再度入札は2回を限度とします。再入札が起こり得ますので入札書は3枚用意してください。

#### 1 0 その他

- (1) 契約保証金については、桜井市契約規則第27条第9号に該当する場合は、免除します。
- (2) 本実施要項に定めのないものは、地方自治法施行令及び桜井市契約規則によります。
- (3) 提出書類について、桜井市情報公開条例（平成12年3月桜井市条例第3号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。
- (4) 契約の履行期間は3年間（36ヵ月）とし、複数年契約とします。ただし、委託料については毎月払いとし、支払い期限は当該月の翌月の末日とします。

#### 1 1 問い合わせ先

〒633 - 8585

桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市市長公室行政経営課

電話 0744-42-9111（内線1263）

FAX 0744-42-2656

## 封筒の様式

(表)

<p>入 札 書</p> <p>広報「わかざくら」印刷業務</p>
-----------------------------------

(裏)

印	印	印
<p>業者名及び代表者名</p> <p>(代理人が入札する場合)</p> <p>代理人名</p>		

※押印は届出印で行うこと。なお、代理人が入札する場合は、必ず代理人の印鑑を使用すること。